

報 告

我が国の都市・建築の景観・文化力の
向上をめざして



平成23年（2011年）9月30日

日 本 学 術 会 議

土木工学・建築学委員会

景観と文化分科会

この報告は、日本学術会議土木工学・建築学委員会景観と文化分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議土木工学・建築学委員会
景観と文化分科会

委員長	仙田 満	(第三部会員)	放送大学教授、東京工業大学名誉教授
副委員長	進士五十八	(第三部会員)	東京農業大学名誉教授
幹事	小玉祐一郎	(連携会員)	神戸芸術工科大学教授
幹事	藤盛 紀明	(連携会員)	NPO国際建設技術情報研究所理事長
	石川 幹子	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
	岩村 和夫	(連携会員)	東京都市大学環境情報学部教授
	加藤 尚武	(連携会員)	京都大学名誉教授
	木下 勇	(連携会員)	千葉大学園芸学部教授
	小澤紀美子	(連携会員)	東海大学特任教授、東京学芸大学名誉教授
	越澤 明	(連携会員)	北海道大学大学院工学研究科教授
	小林 重敬	(連携会員)	東京都市大学都市生活学部教授
	中井 検裕	(連携会員)	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	服部 岑生	(連携会員)	千葉大学名誉教授、NPOちば地域再生リサーチ理事長
	深尾 精一	(連携会員)	首都大学東京都市環境学部教授
	福井 秀夫	(連携会員)	政策研究大学院大学教授

報告書及び参考資料の作成にあたり、以下の方々に御協力いただきました。

井上 寿 環境デザイン研究所 主任研究員

要 旨

1 作成の背景

我が国は 21 世紀に入り、少子高齢化最先端社会となり、環境として、量から質への転換を遂げ、新たな環境価値を持つ自然環境と調和し、成育環境としても優れた都市・地域を創り上げなければならない段階に至っている。近年、近隣諸国の都市も急激な経済発展により都市のめざましい開発がなされ、アジア地区でも観光をはじめとして経済的にも国家的な都市間競争の時代に入ったといわれている。その中で日本は、都市・地域の魅力、競争力という点で必ずしも十分とはいえない。

2 現状及び問題点

我が国は世界でも最も少子高齢化が進んだ社会であり、2007 年からは人口減少の時代に入った。急激な人口構成の変化は都市構造にも大きな影響を与え、空家やシャッター街にみられるように都市や地域の空洞化も目立ち始めている。

急激な都市・地域の景観的な変化は多くの人々にその都市・地域のアイデンティティ（一体感）や帰属意識を失わせている。1990 年代から都市、地域、建築においても地球環境に配慮し、持続可能社会の実現が最も大きな都市・建築の課題となっている中で低炭素都市として緑豊かな都市景観をつくり出すことに成功していない。

また、我が国は地震、台風などの自然災害においても、地勢的に極めて高い被災率を持つ地域でもある。それらに対する防災的対応は永年蓄積されてきているが、その劣化も顕在化してきている。

都市間競争という点では、国内の大都市と地方都市の間においても同様であり、都市の文化、景観が多くの人を集め産業を活性化させているところもある一方、衰退し続けている地域も少なくない。

現在、我が国はその豊かな自然、そこに生まれた歴史、地域文化を継承しつつ魅力的な都市・建築の文化、景観をつくり上げ、観光を含めた新たな産業資源として活用していかなければならない。あわせて、より高い環境価値と、次世代がたくましく元気に育つ、高い生活の質を持つ生活・都市環境を形成していく必要がある。

このような認識のもと、今後の日本の都市・建築の景観・文化力の向上を目指す方策について提案・報告するものである。

3 提案等の内容

(1) 景観・文化は産業的な資源である。景観・文化力を高めることは我が国にとって、また観光などの経済効果や人々の都市・地域に対するアイデンティティ（一体感）を高め、誇りを育て、土地の総合的な価値を形成することが期待できる。

(2) 歴史的景観・文化、地域の自然景観を保全しながら新たな都市計画を調和させる計画行

政システムを、各都市・地域でつくり上げる必要がある。

(3) 戸建、集合住宅を問わず、住宅地の景観は都市・地域の景観として重要であり、多様性がありながらも街区ごとに調和する立面の形成がなされる必要があり、そのための新たな構法が開発されるべきである。

(4) 持続可能な都市・地域の景観を作るためには、自立的にまちづくりに関わる住民の意識が重要であるが、同時に都市・地域のデザイン、景観・文化に関する政策を統合する政策立案並びに推進する組織の強化が図られねばならない。

(5) 目標設定型の都市づくり（バックキャスト等）、100年、50年という長いスパンにわたる都市・建築環境の形成システムの確立をしていく必要がある。

(6) 土地所有に関する社会システムの改善を図る必要がある。所有と利用の分離など、様々なかたちで所有に伴う制約に対する新たなシステムが検討される必要がある。

(7) 次世代を担う子どもの成育環境という視点でのまちづくり・景観文化政策が実行される必要がある。またその基礎としての景観まちづくり教育の推進が必要である。

(8) 住民参加を社会システム化して景観・文化力を、こどもを含めて住民自身が高めていく必要がある。ここにおいても景観まちづくり教育の重要性が指摘できる。

(9) 設計や計画の専門家を、対価によって決定する設計入札では優れた都市・地域の景観を創ることができない。創造性を喚起する設計者選定の為の社会システムの確立と定着を図ることが必要である。

(10) グローバルな都市間競争が激化している。そこで、我が国においても文化の国体ともいふべき、毎年（あるいは隔年）の景観・文化首都を指定し、集中して景観・文化力を向上させるプログラム等を立ち上げるべきである。

(11) 被災地の復興においても、被災地に培われた文化的景観が尊重され、地域固有性を基調としたより良い景観・文化力の向上が目指される視点が重要である。

目 次

1	はじめに.....	1
2	我が国都市・建築の景観・文化をめぐる諸相.....	2
(1)	高度情報化社会における景観・文化.....	2
(2)	伝統都市・建築の景観・文化.....	3
(3)	住宅生産からみた都市・建築の景観・文化.....	4
(4)	国土の自然環境保全と地域景観の多様性.....	5
(5)	国土の基盤としての文化的景観からみた都市・建築.....	6
(6)	我が国の住宅地景観.....	7
(7)	人口減少に伴う地域の衰退と景観問題への対応.....	8
(8)	子どもの成育環境からみた景観・文化.....	9
(9)	地球環境時代の環境デザイン.....	10
3	都市・建築の景観・文化力向上のための社会システム.....	11
(1)	公共的な価値をもつ私有財産の扱いについての課題と提案.....	11
(2)	住民参加による景観・文化まちづくりの課題と提案.....	12
(3)	都市、建築、コンサルタントの選定問題と改善の方法.....	13
(4)	歴史的建造物と地域の景観保全に関する課題と提案.....	14
(5)	景観と文化の向上のための法的な問題と行政組織.....	15
(6)	景観政策への法的関与.....	16
(7)	景観と文化の継承.....	17
(8)	観光と景観文化に関する課題と景観・文化首都の提案.....	18
(9)	災害と我が国の景観・文化.....	19
3	提案.....	20
	<用語の説明>.....	21
	<参考文献>.....	22
	<参考資料 1> 「協働の景観まちづくり教育」.....	25
	<参考資料 2> 景観と文化分科会審議経過.....	26

<定義>

文化・文化力：一般的に人間の生活様式全体を文化と称するが、ここでは建築・都市をはじめハードな生活環境全体と、そこで営まれる人間の表象活動、すなわちデザイン活動を中心として生活様式を主たる対象とする。また文化力とはそのような活動を高めるための力、行動、システム等を総称する。

景観・景観力：景観とは土地において自然と人間の交渉によって形成される可視的事象のすべて、すなわち視覚的環境のことを一般的に景観という。良い景観は人々を引きつける。景観力とは良い景観を形成する力を指す。

1 はじめに

我が国は21世紀に入り、戦後復興による都市・住宅づくりから脱却し、量から質への転換を遂げ、新たな環境価値を持つ都市・地域を創り上げなければならない段階に至っている。近年、近隣諸国も急激な経済発展によりめざましい都市開発がなされ、アジア地域でも観光をはじめとして経済的にも国家的な都市間競争の時代に入ったといわれている。その中で日本は、都市・地域の魅力、競争力という点で必ずしも十分とはいえない。都市間競争という点では、国内の大都市と地方都市の間においても同様であり、都市の文化、個性的景観が多くの人を集め産業を活性化させているところがある一方、衰退し続けている地域も少なくない。

我が国は世界でも最も少子高齢化が進んだ社会であり、2007年からは人口減少の時代に入った。急激な人口構成の変化は都市構造にも大きな影響を与え、都市や地域の空洞化も目立ち始めている。急激な都市・地域の景観的な変化は、その都市・地域のアイデンティティをあいまいなものにし、多くの人々の帰属意識を失わせている。

一方、1990年代から都市、地域、建築においても地球環境に配慮した持続可能社会の実現が最も大きな課題となっているが、低炭素都市として緑豊かな都市景観をつくり出すことに未だ成功していない。

また、我が国は地震、台風などの自然災害においても、地勢的に極めて高い被災率を持つ地域でもある。それらに対する防災対応策は永年蓄積されてきているが、その物的・質的な経年劣化も顕在化してきている。土木的構築物もその劣化が著しい。

さらには、成育環境としての観点が往々にして欠けており、そのために元気な子どもたちが育ちにくい都市・建築の景観・文化になっている[1]。

都市・地域の景観・文化力を支えるのは人である。本来、設計やデザインなどを担当するものはコンペなどのデザインや提案力によって選ばれるべきである。我が国では明治22年の会計法による縛りが、設計やデザイン等の知的生産行為にまで及び、対価の多寡で選ばれている傾向が強い。このような国は世界的にも我が国のみとも言える。都市・建築づくりに関わるコンサルタント・設計者の創造性を喚起する社会システムをつくり、景観力・文化力を向上させなければならない。

我が国は、このような様々な課題を持ちながらも、これからはその豊かな自然、そこに育まれた歴史、地域文化を継承しつつ魅力的な都市・建築の文化、景観をつくり上げ、観光を含めた新たな産業資源として活用していかなければならない。併せて、より高い環境価値と高い生活質(QOL)を持つ生活環境や都市環境を形成していく必要がある。

このような認識のもと、第21期の景観と文化分科会では今後の日本の都市・建築の景観・文化力の向上を目指す方策について検討を行った。本書はその審議結果を取りまとめ、報告するものである。

2 我が国都市・建築の景観・文化をめぐる諸相

(1) 高度情報化社会における景観・文化

① 現状と問題

ア 先端技術に偏重した環境議論

最近の環境議論は先端技術に偏る傾向がある。議論の中心は原子力発電技術、新幹線、スマートグリッドシステム、スマートシティー、バイオマス、太陽光、風車、ITを中心とした環境都市などである[2]。この先端技術偏重の議論はかつての「高度情報化建築物（インテリジェントビル）」運動のように人間不在の失敗を繰り返す恐れがある。

イ 自然・文化・住み方の重要性

低炭素社会に相応しいまちづくりには先端科学技術を駆使した研究・開発・活用努力が必要であるが、それのみでは目標は達成されない。自然と融合・調和する意識、文化・景観と住む意識の関係を再認識する必要がある[3]。1980年代の「高度情報化建築物」と呼ばれた事務所の近代化運動は機器メーカーが主導し建築家として人間が働く場としての提案が少なく、結果として機械のような空間がつくられ、様々な不具合が生じたと議論された。

② 解決に向けた方策

ア 人間の生活と自然・文化の視点の重要性

技術が重要な位置を占める社会にあっても、都市・街づくりにあたっては人間の生活と自然・文化という視点を重視して、1) 都市の特性評価では地域の文化的魅力度、伝統技術を考慮する 2) 「環境」を考慮したまちづくり評価を行う 3) 都市が包含する全ての環境要素、例えば都市に存在する未利用エネルギーの運河や河川、上下水道のエネルギー、都市の風の流れなども有力環境技術としてその効果を評価する 4) 伝統的な環境技術を再検討し、日本人が忘れてしまった生活態度を追求し「勿体無い・しのぐ・共存の精神」を再評価し、後世に引き継ぐ等の対応を行うべきである。

イ 国を構成する地域の集積こそ環境問題把握の基本

地球環境問題は個々の施設、技術のみの視点では解決困難である。地域の組み合わせとして日本列島を捉えて、初めて日本全体の環境・エネルギー・Co₂問題を解決することが出来る。街の風の流れ、河川や湖沼や海の熱、森林の緑効果、海・山の作り出す風や湿気の流れ、地下の水脈と泉、人の移動とエネルギーなど地域の視点に立って初めて日本、世界、地球の環境を把握し、豊かにすることが重要である。

(2) 伝統都市・建築の景観・文化

① 現状と問題

ア 歴史的景観と大量消費

京都のような伝統都市は、歴史的景観と現代文明の軋轢が最も先鋭的に現象している都市である。ここでいう現代文明の問題とは、効率と利便性を第一義とするエネルギーと資源の大量消費に基づく 20 世紀文明の副産物である。

イ 歴史的景観と 20 世紀的文明のパラダイム転換

伝統都市の歴史的景観は、地域分散型のエネルギーシステムと資源循環システムが有効だった時期の蓄積・成果である。エネルギーと資源の大量消費に基づく 20 世紀的文明のパラダイム転換は 21 世紀最大の人類の課題だが、歴史都市の問題でもある。

ウ 木の文化の再生

京都市は、新しいパラダイムを「木の文化」と呼び、その再生を次世代の課題としている。それをコアにして、都市の構造と機能とライフスタイルのありかたを問い直すようとする試みが始まっている[4]。その経験と教訓は他都市にも生かせる。

② 解決に向けた方策

ア 歴史的景観を守る 21 世紀ライフスタイルの確立

京都市の試みは、近未来の都市エネルギーシステムと資源循環システムを構築し、それに基づく市民のライフスタイルを構想しようとしている。そのような都市の営みが、京都の都市景観に表出したとき、歴史的な景観との軋轢が氷解するであろう。

イ 自然エネルギー、再生可能エネルギーの主体化と林業の活性化

第 1 に、新しいエネルギーシステムは、自然エネルギー・再生可能利用エネルギーの活用が主体となる。「冷暖房に依存し、周辺環境から隔絶されたすまい環境」を「周辺環境に開かれた自然共生型のすまい環境」にシフトすることが求められる。第 2 に、新しい資源循環システムは、地域産木材の供給とその活用を重視したシステムにシフトする必要がある。

ウ 木造建築の保存手法による景観政策

このような変化を促進する政策的なインセンティブが必要である。従来の京都市のような伝統都市の景観形態規制は、いびつな伝統的形態の氾濫を招き、かえって混乱を生じている面もある。市民の実質的な生活と結びついた景観政策とするため、景観の評価は地域ごとに決め、市民が美意識を涵養し、共有するための仕組みが重要である。「木の文化」は、「石の文化」に基づくヨーロッパと異なる都市構造をもつ。ヨーロッパ型の都市ストック保全を尊重しつつ、絶え間ない手入れによって維持されてきた木造建築の保存手法に学び、独自の景観政策を開発する必要がある。

(3) 住宅生産からみた都市・建築の景観・文化

① 現状と問題

ア 日本の住宅生産の特徴

わが国の都市の景観を論じる際には、日本の伝統的な住宅生産の特徴を考えなくてはならない。日本の主要な住宅である木造戸建住宅は、数百年を経て確立されてきた1間、0.5間を基本とするとするモジュールによるグリッドプランニングのシステムによって建設されており、自由な柱配置は、建て主が間取りの決定に参画することを容易にしている。このシステムは、板図と呼ばれる平面図主体の設計図によっており、立面図が不要な建築行為を可能にしている。このことは立面図が欠かせない欧州などの建築設計と根本的に異なっている。

イ 間取りが決める立面の景観

この、顧客満足度を高めるという産業としての一般的な仕組みが、間取りの決定への建主の参画と言う形でハウスメーカーによる住宅生産にも引き継がれているため、日本の住宅の立面は、間取り決定の産物として造られている。限られた材料を用いた伝統的な構法では統一感を維持できていたが、構法が多様になり、また、都市への人口集中に伴い、一戸当たりの敷地規模が狭くなって敷地境界ぎりぎりに住宅が建設されるようになり、間取りの結果としての立面が景観を構成するようになり、その周辺環境との調整が取れずに景観的な混乱を生み出す傾向にある。

② 解決に向けた方策

ア 日本の住宅の特徴を踏まえたデザイン検討

内部からの要求によって立面が自動的に決まってくるという住宅の造り方は、現在の日本の住宅の特徴であり、住宅産業もそれをベースとして構築されている。この仕組みを変えるには長い時間が必要であるが、景観まちなみ形成にはその構成要素のデザインおよび共通化を図るシステムを検討すべきである。

イ サステイナブルな社会に適した外壁構法の開発

多様性を担保しながら、ある種の連続した街並みの魅力を出すような、わが国に相応しい住宅外壁の構法が生み出されることが重要である。

地球環境・資源問題からも、住宅の構法は変わらざるを得ない。リサイクルが可能な断熱材を用いた断熱性能向上手法、窓サッシを含めた外壁の本質的な防火構造化、そして既存建築ストックの費用対効果の高い改修手法が開発されるが、同時に隣棟間隔の小さい外壁デザイン調整手法の開発が不可欠である。これによりサステイナブルな都市に寄与する住宅景観が生まれるに違いない。また、学校教育においても伝統と街並みの関係において伝統工法とプレファブ住宅工法を理解したうえで、街並みの形成における立面の重要性という側面を学ばせる必要がある。

(4) 国土の自然環境保全と地域景観の多様性

① 現状と問題

ア 景観法の限界

地方自治体が先行していた景観条例に法的バックアップを与えるべく意図された「景観法」(2004年6月18日、法律第110号)は、いわば「美し国・日本」を観光立国として支える基盤づくりでもあり、新しい国民的行動目標を示した基本法である。そのために、多くの国民に理解されやすい“広告”と“緑”を含めた「景観・緑三法」(2005年6月1日全面施行)として法制化されたが、この法律の目指す自立的で多様な地域景観形成という目標がなかなか理解されず、旧来からの表面的で統一的な景観づくりが進んでいると言わざるを得ない。

イ 人工的、画一的景観の進行

豊かな自然を画一的で安易な開発で破壊し、利便性のみを迫及するようなまちづくりが進んでいる傾向が見られる。独自の地場材料、在来工法・伝統構法の活用や地域に残るランドスケープ遺産の評価も少ない。多くの田園地域において、自然地形の軽視や工業化製品の多用により文化的個性、地域性が失われ、人工的で画一的な景観になってしまっている。それによる観光を含めた魅力の喪失が憂慮される。

② 解決に向けた方策

ア 国民に対する景観まちづくり教育の徹底

その土地の自然・歴史・文化・生業の個性がランドスケープの魅力であることを、学校教育や社会教育に景観教育や住民参画手法を導入する等、生涯を通じた「景観まちづくり教育」によって定着させなければならない[7]。これは景観法の付帯決議事項でもある。我が国の持つ多様な地域性を生かした景観づくりこそ、景観行政への根本姿勢であるべきで、それを基礎に置いた施策展開が強く求められる。

イ 個性化の視点の重要性

自然風土と調和し、地域らしさに富んだ日本の農村景観が、いま都市化、工業製品化の波により危機に瀕している。結果的にどこも同じような、個性のない市街地化が進んでしまっている。自治体の景観計画策定にあたっては、国土全体の多様性を前提として、自らの景観特性を相対化し、地場資源の活用等によって「個性化・差別化」の視点を重要視してほしい。

ウ 景観管理は国土保全

日本の美を世界に発信するためには、国土の大部分を占める里地里山などを含めた農山村の二次自然の景観管理、手入れを第一とすべきである。そのことは土砂崩れ、洪水など災害対策ともなるので、景観管理は国土保全と同義と見てよい。中でも放棄農地、放棄集落は大きな課題であり、それらを減らすための法整備も必要である。

(5) 国土の基盤としての文化的景観からみた都市・建築

① 現状と問題

ア 文化的景観の荒廃

日本には、固有の風土と心の平安を繋ぎ、創り出されてきた庭園文化が、津々浦々に存在した。明治以降の近代化、戦後の経済成長により、20世紀は、景観荒廃の時代であったともいえる。

文化的景観(cultural landscape)とは、自然と人間の協働によりつくりだされてきた景観と定義される。原生自然とは異なるものであり、庭園文化、里山など、私たちの暮らしとともにあった景観はこれに相当する。日本における文化的景観保全の動きは3つの波があった。

イ 風致地区と景観法の限界

第一の波は、明治初期である。近代化の幕が開いた明治初期、先人たちは、「文化的景観」の重要性を速やかに認識し、古来の勝区名人の旧跡、群衆遊観の場所を保全していくため、太政官布達第16号(明治6年)を発した。この特色は、上意下達の命令ではなく、それぞれの地方の意志にもとづき、保全すべき文化的景観を選定し、運営方針をも考案し、申し出るものとしたことである。

第二の波は、1930年代の風致地区制度の導入であった。風致地区は、郷土の暮らしの中で育まれた文化的景観を、人びとが約束を守りながら、継承していこうとする緩やかな、善意をベースとする制度であった。1940年までに、全国108の都市に導入された。全国の都市の誇りとなる景観地区は、ほとんど例外なく、この風致地区制度を継承しているが、拡大どころか劣化も進行している。

第三の波は2004年の景観法の制定である。景観法は、都市・地域全体の景観について対象とするため、対象が広範であり、理念と現実の乖離を如何に止揚していくかが課題となっている。

② 解決に向けた方策

ア 文化的景観の歴史的資産としての認識

このような150年の歴史的経緯を踏まえ、近代化の波の中で、ほとんど見えにくくなっている「文化的景観」を歴史的資産として認識し、掘り起こし、都市と田園の誇りを再生しなければならない。これには「文化的景観」の価値を共有することの意義について、多くの多くの国民が理解するための生涯教育プログラムが構築されることが望まれる。

イ 文化的景観の再生

それぞれの都市が、自らの意志で、かけがえのない「文化的景観」を選び、その再生の道筋を、市民参画などを含めて具体的に示し取り組んでいく体制を構築することが、理念と現実をつなぎ、文化を景観から再生していくことになる。

(6) 我が国の住宅地景観

① 現状と問題

ア 共同空間を備えない貧しい住宅地の街並み

日本の現代の住宅地では、高度経済成長期以降の街並みは美しく魅力のある景観が少ない。街区には欧米で住宅街区の基本要素となる広場や小公園などの共同空間が少ない。市民に、住宅地の実情に関する認識、批判する問題意識が希薄な住民も少なくない。

イ 緊急な団地ストック再生

戦後の約4万の共同住宅団地のストックは、単調で貧しい景観の象徴である。団地は、老朽化と居住水準の向上のために再生が緊急である。地球資源の保護の時代では、建て替えてなく現在の住宅を活用する必要がある、新しい景観の原理の探求が課題である。

ウ 景観を美しくできない建築制度

建築基準法は、単位となる建築の形態の容積、日影規制、斜線制限などを過剰に規定し、建築集団で都市の機能と環境を確保するが、街並みや街区の景観を美しいまとまりとして創造していない。

② 解決に向けた方策

ア コミュニティと生活の場を必要とする市民意識の醸成

社会は、住宅地における生活の場とその景観復興の意識を共有すべきである。街区の内部に欧米と同様なコミュニティとその生活文化の場となる共同空間を都市計画により生み出し、専門家と市民による対話を通じて市民の意識を高め、景観を美しく整備する社会意識を創造すべきである。[8]

イ 既存建築を生かす新しい住宅地計画の原理

住宅再生や、震災の復興では、生活の歴史があるストック建築を継承し、軽視されてきた自然の緑を回復し景観の骨格を構築する必要がある。また、地域ごとに個性ある景観が、時間とともに美を獲得する原理を確立し、そのためのシステムを構築すべきである。

ウ 街区ごとの景観づくりを推進する法制度改革

現在の建築基準法を、用途ごとだけでなく街区を重視するように改革する。特に集団規定は、協調的な景観づくりに配慮すること、住宅地の単位である街区ごとの建築群がまとまりのある景観形成を可能にする内容に改革することに取り組むべきである。

(7) 人口減少に伴う地域の衰退と景観問題への対応

① 現状と問題

わが国の人口減少はこれから急速に進むが、一方でグローバル化の進行に伴う都市間競争の激化などにより、地域間でも持続可能性の高い地域と衰退する地域が画然と二分される可能性が高い。

ア 持続可能性の高い地域における組織の公定化および財源確保する上での課題

人口が定着し持続可能性の高い地域では、地域住民や地域に関係する団体が、街づくりを進める組織などをつくり、都市景観等の資源を生かして積極的な街づくりをエリアマネジメント活動として展開しているが、そのような活動を多くの地域で進めるための仕組みが我が国ではできていない。

イ 衰退する地域における空き地、空き家問題

一方で、衰退する地域では人口減少の影響を受けて、今後、空き地、空き家が顕在化する可能性が高く、空き地に雑草がはびこり、空き家の放置による荒廃がはじまり、地域の景観に重要な影響を与え、特に観光地ではその影響が大きい。その外部不経済の発生に伴い地区の魅力を低下させ、資産価値を低下させる。その結果、税収の多くを固定資産税によっている市町村等の自治体の税収の減少をもたらす。

② 解決に向けた方策

ア 日本版 BID あるいは HOA の実現

海外では、アメリカ、カナダ、イギリス等で展開している中心市街地における BID (Business Improvement District) やアメリカ等で住宅市街地に展開する HOA (Home-Owners' Association) 等の仕組みがあり、それが地域の街づくり活動を進めている組織を公定化し財源的に支えている。その重要な活動の一つとして景観の向上がある。

わが国でも、近年、そのような街づくり組織を「あたらしい公共」として育てる必要性が認識され始め、政府のマニフェストの中にも位置付けられつつあるが、さらに実質的な仕組みや制度としていく必要がある。

イ 土地所有権の絶対性を再考する必要性

特に衰退しつつある地域では、公共団体、地域住民、NPO が連携し、低未利用地等の管理・活用を促進する仕組みの検討が必要であり、土地所有権者以外の多様な主体の参加や所有者以外の利用の促進も考えられている。すなわち「新しい公共」である地域組織によるエリアマネジメントの活動に期待することになる。その際、我が国に根強くある所有権の絶対性が、処分を難しくさせている。土地の持つ多面的な公共性とこれまでの私有権の絶対性の関係を再考することが必要である。

(8) 子どもの成育環境からみた景観・文化

① 現状と問題

ア 劣化するこどもの育ち

我が国の都市・建築の多くは子どもの成育環境としての視点が欠けている。近年、我が国の子どもたちの育ちが劣化しているといっても過言ではない。運動能力、体力が1985年ごろより低下し、肥満児が増加し、2型糖尿病になっている子ども、精神的な困難に晒されている子ども達も増加している[19, 20]。学習意欲もこの40年間で40%も減少しているという報告もある[21]。さらにOECD諸国を対象とした調査では我が国の子どもは世界の他の国に比較して突出して孤独だといわれている[22]。

イ 孤立化を生み出す都市・建築

これらの原因は多様である。社会的な変化といえるものも多い。日本の子どもたちはテレビを視聴する時間は世界最長といわれており[20]、外でのびのびと自由に遊べる環境が無いこともその大きな一因である。住居や学校施設の高層化も、子どもたちを孤立化させている。子どもが地域の人たちとふれあい、友達と群れて遊ぶ場、ゆっくりと手をつないで歩けるゆとりのある幅の広い歩道やオープンスペースのある都市空間に欠けている。

ウ 自然体験のできる環境の欠如

今、多くの都市の子ども達は心を豊かにする自然を体験できない。子どもたちは身近に自然遊びの体験ができる空間を持っていないからである。

② 解決に向けた方策

ア 都市・建築に子どもの成育環境の視点

子どもの成育環境として、都市・建築全体を見直す視点が重要である。そのためにはまちづくり、都市計画に対し、子どもの視点から発言する専門家として「子ども代理人」のような創造的な責任者が重要な役割を果たす仕組みを構築する必要がある。

イ 子どもの成育環境の原風景が創出する景観・文化

子ども達にとって子どもの頃の都市や建築が、その人生において原風景として強く影響する。それは科学者、芸術家等創造的な職種であれば尚更である。子ども達に対しては、景観まちづくりの視点が自然に育つようリベラルアーツ教育のための都市・建築の景観・文化形成のテキストづくりが必要である。

ウ 子どもの成育環境力と連続する景観文化力向上

子ども達の成育環境として、都市・建築の重要性を確認し、それを向上させることが我が国の都市・建築の景観・文化力向上につながることを学校教育、社会教育の場で展開される必要がある。

(9) 地球環境時代の環境デザイン

① 現状と問題

ア 近年の「環境デザイン」における景観文化との相克

都市・建築が生み出す総合的な環境負荷を減じることはもちろん、同時に対象とする生活（環境）の質の向上を両立させることが「環境デザイン」の目的である。すなわち、我々の生活環境がそのライフサイクルを通じて持つ気候変動をはじめとする地球環境問題との因果関係を少しでも改善し、将来にわたり安全・健康で美しく、持続可能なものとするのが求められる。

しかし、近年の多くの取り組みはエネルギー消費（そこに由来する CO₂ 排出量）や資源の有効利用の側面に集中しがちで、立地する地域の自然や歴史的特性等に応じた景観文化の側面からの積極的な論考・提案・実践は限定的である。

イ 地球環境時代における都市・建築の具体像の欠如

およそ「デザイン」という行為は、その対象の未来の姿を描くことから始まる。しかし、「持続可能」な「地球環境時代の都市・建築」が生み出すべき将来の生活環境やライフスタイルの具体的様態は、未だ明示的には描かれていない。日本が大震災による未曾有の災害を体験しつつある今、従来の予測を超えたりスクも視野に入れながら、長中短期の未来像を描くことが焦眉の急である。

② 解決に向けた方策

ア 地球環境時代における環境デザインの使命

周辺を含めた物理的環境と人間の行動との相互関係について理解し（プレ・デザイン）、そこで得られた知見をあらゆるスケールの環境に関わる政策、ルール、計画、設計等へ環境負荷が最小となるよう反映・適用し（デザイン）、さらにその結果を検証する（ポスト・デザイン）ことで私たちの生活の質を持続的に向上させるべきである。

イ 「バックキャスティング（逆予測）」の手法の導入

その際、「予測」を含めた与条件を勘案し、到達すべき 100 年に及ぶ長期的な未来の姿をまず描き、現状との乖離を課題として精査し、中（50 年）・短期（10 年）の時系列で解決を図る「バックキャスティング」の手法が有効である。その過程では、地球環境時代の Global に共有すべき課題と共に、Local な気候風土や生活文化に根差す独自の景観・文化の枠組みを勘案した、Glocal な取り組みが要請される。

ウ より基本的、かつ高度な景観・文化論の展開へ

従って、従来ありがちな西欧的都市景観や文化への一方的な憧憬とその無節操な模倣を止め、日本固有の景観の背後にある自然・文化を咀嚼し、より高次の景観・文化論を展開すべきである。こうして、人口減による社会の縮退や、未曾有の自然災害等、我々にとって未体験の事態を持続的に乗り越えていかなければならない。

3 都市・建築の景観・文化力向上のための社会システム

(1) 公共的な価値をもつ私有財産の扱いについての課題と提案

① 現状と問題

ア 私有財産権と公共的価値の関係

未来の世代に美しい景観を残そうとするとき、それは家屋、樹木等の私有財産に関して公共的な価値にもとづく変更を加えるという形になることが多い。景観そのものが、私有財産の集合から成り立っている。

私有財産が公共的な価値を持っているときに、公共機関はその私有財産に対して強制的な関与をすることができるかという問題に関しては、他者危害原則 harm-to-others-principle が成立するという基本的な原理がある。「個人のその財産が他人に危害を加える可能性がある場合に限り強制的な措置をとることが許される」と言っていだろう。そうでない場合には、すべて同意原則が支配する。「個人の財産に関するいかなる変更も、所有主の同意に基づいて行われなくてはならない」という原則である。

イ 自由処分権の制限

公共的な価値の高い私有財産に関しては、所有主の自由処分権は制限される。所有主は、その作品の価値を保護すべき義務をもち、保護することができない場合には、売却しなくてはならない。国家は買い取りの請求に応じなくてはならない。場合によっては、国家は買い取りの権利をもつ。

② 解決に向けた方策

ア 自由裁量権の制限と対価の取得権の保全

区画整理、市街地の再開発の場合に、同意原則を厳密に解釈すると、すべての所有主から同意を得なければならないが、所有主が不在や居所不明の場合には、同意を得ないで着工できるための原則を作るとすれば、自由裁量権を制限するが、対価の取得権は制限しないという原則になる。

イ 私有財産に対する景観保護システムの確立

病院で保存している患者の身体組織は私有財産であるが、それを実験用、医療用など公共的に利用する際、所有主の同意が、所有主の不在・居所不明の場合には、倫理委員会が承認すれば、その組織を利用できるというルールはすでにできている。この場合には「対価は支払わない」という原則があるので、対価についての処理は不要である。

公共的な価値のある私有財産の利用に関して、同意原則を制限する仕組みのさまざまな事例を比較検討して、景観保護のために具体的なシステムを設計しなくてはならない。

(2) 住民参加による景観・文化まちづくりの課題と提案

① 現状と問題

ア 合意形成の難しさ

2005年の景観法施行以降、景観行政団体、景観計画の策定等は着実に伸びているが、市民を巻き込む景観協議会の設立、景観地区の策定、景観協定など規制を伴う合意形成ではそれほど伸びず、その難しさを示している[28]。また住民にとっては都市マスタープラン、土地利用計画、緑の基本計画等、景観計画のみならず関連する計画との関係や違いが適切に説明されていないと、行政不信につながりかねない。

イ 地域固有性の希薄化

駅前や幹線道路沿いは何処でも同様の景観が形成され、その一翼を都市計画事業が担っている例も少なくない[29]。景観重要建造物や景観重要樹木等は地域固有の景観づくりへの重要な資源となるであろうが、指定状況は増えているものの[23]、それだけでは地域固有の景観づくりにはまだ弱い。

ウ 景観マネジメントの弱さ

景観整備機構は徐々に増えつつあるが[28]、建築士会等既成団体が担う場合も少なくなく、地域の景観まちづくりの動きを支援するような実質的なマネジメント機能の発揮が課題である。

② 解決に向けた方策

ア 景観への意識化、学びの過程としてのワークショップの活用

景観は主観的、感覚的な面を含むという前提で、子どもも含めた住民の意見を積極的に出し合い、他者に対する気づきを経て、創造的な解決を見いだしていく対話的プロセスが重要となる。その実践は、学びの過程でもあり、他者との関係の確認の場でもある。景観は多くの要素で構成され、関係する領域も様々である。これに関わる都市計画関連の住民参加を一元化するシステム整備も必要である。

イ 地域アイデンティティの強化

住民参画の過程では歴史や緑、水辺等も含めて地域固有な具体的資源は往々にして、住民の気運の盛り上がりやビジョンの共有、合意形成に働く。より地域固有の資源を守り、また創造するような取り組みを保証する仕組みも求められる。

ウ 景観協議会や景観整備機構等実質的景観マネジメント組織への展開

景観協議会や景観整備機構が実質的な景観マネジメント組織へと展開するには、地権者等も含めた合意形成への対話的プロセス等実質的なコーディネート、マネージャー的役割を担う人材が不可欠であり、景観資源の保全や活用などにおいて不動産も扱うトラストのような役割を発揮することも求められる。

(3) 都市、建築、コンサルタントの選定問題と改善の方法

① 現状と問題

ア 設計入札というシステムの劣化

我が国では現在、会計法によりコンサルタント、設計デザイン等の知的サービスを行う者も、多くは対価の多寡による設計入札で選定されている。設計入札の結果は良い品質のもの、美しいものを生み出さない。何よりも創造力を喚起するものでない。このような選定システムによる国は先進国にはほとんどなく、コンペ等で決定している。美しい都市景観や、それをつくるシステム、技術、デザインをもつ者の選定には、設計入札という硬直したシステムはなじまない。民間企業では、デザインも商品の質であり大きく企業の利益に関わる為、設計者をその対価のみで選ぶことは少ない[30]。

イ 評価を避けるシステムによる質の悪化

日本で入札制度が蔓延しているのは、行政にとって簡単であり議会に説明しやすいからである。またそれが最も透明性が高いと思われる。しかし、国は建築設計において知的価値の重要性を認識し、告示により設計の対価基準を公的に定め、プロポーザル方式の設計発注を推奨している。にもかかわらず、多くの省庁・自治体はこの基準を大きく下回る額を予定価としている。また、造園・都市デザイン分野も設計入札が多い。景観や文化の評価は質の評価であり、それを評価しないシステムによって、景観やデザインの質がより悪化しているといえる。中国では、全ての公共施設、都市、建築、造園、インテリアなどのデザインは全てコンペである。しかも国家プロジェクトは国際コンペである。世界的にも知的生産の集約化を意図しており、合わせて高いデザインによる世界からの投資を期待するという戦略を持っている。

② 解決に向けた方策

ア 創造性を喚起するシステムの確立

コンサルタント、設計者、デザイナー、技術者等はその対価でなく、デザイン、技術等により競わせ、選定されるべきである。我が国はデザインと技術力を喚起すること、またそのような社会システムとすることで、我が国の景観と文化力を大きく向上させることができる[33, 34, 35]。

市民も設計料が安価なことによって設計者を選ぶことに同意していない。市民の約9割がコンペやプロポーザル方式等を望んでいる。市民は質の重要性を理解している。

イ 評価を支える景観・文化力の向上

設計者選定において重要なのは数名の外部の識者・専門家等を入れた選定（審査）委員会である。識者・専門家委員が都市景観の目利きとしての役割を果たし、優れた案や人材を掘り起こし、推薦する。この委員の選定が重要であり、誰もが就任できるものではない。優れた目利きである審査委員選定員を選ばねばならない。適切に設置された委員会は、その都市・建築の景観・文化力向上を支える組織となり得る。

(4) 歴史的建造物と地域の景観保全に関する課題と提案

① 現状と問題

ア 古都保存行政と文化財行政の成果と限界

鎌倉の乱開発を阻止する市民運動が契機となり誕生した古都保存法は奈良、京都、鎌倉の史跡・歴史的建物と一体となった緑と景観の保存に大きな役割を果たし、世界遺産登録にも貢献し、「古都」が歴史的都市の格付け基準の一つになった。

一方、地方の衰退した小規模な街並みの保存運動が契機となり、文化財保護法改正で誕生した伝統的建造物群保存地区の制度は、歴史的建物を単体でなく街並みで捉える取り組みであり、文化庁の補助による保存修理が実施された。伝建地区が指定された城下町、宿場町、鉾山町では街並みが徐々に再生され、観光振興にも寄与している[42]。

イ 歴史的な中心市街地の劣化、町家の喪失、近代の歴史的建物の取り壊し

しかし 1990 年代以降も、歴史的文化的な資産を有する中心市街地では、町家の喪失、近代の歴史的建物の取り壊し、マンション問題などが生じている。このような問題が発生する都市の共通点としては、一定の活力が存在する一方で、中心市街地活性化の取り組みとして歴史と文化を活かしたまちづくりや観光振興が不十分なことが多い。町家や近代以降の歴史的建物を所有する老舗商工業にとっても生業と建物の維持が困難になってきたケースが多い。

② 解決に向けた方策

ア 制定された「歴史まちづくり法」の育成・発展

衆参両院の全会一致で可決され、「歴史まちづくり法」（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、2008 年 5 月 23 日公布、法律第 40 号）が誕生したことは明治以降の都市政策、文化財行政、地域振興の転換である。京都、金沢、高山、萩など著名な歴史都市に加えて、弘前、白河、桜川、甘楽、高梁、太宰府などの地方都市が次々と国の認可を受けた。これまで地方都市の単独事業では不可能であった城門・櫓の本格復元、崩壊寸前の武家屋敷の買い取り復元などが次々に実施されている。これら成功例を模範とし、住民が歴史と文化を生かすメリットを実感し、同時に主体的な住民参画が可能な施策実施体制を構築することが重要である。

イ 歴史都市の認定、地元の歴史と文化に対する誇り、地場産業の活性化

「歴史まちづくり法」は歴史都市の認定を行い、地元の歴史と文化に対する誇りと呼び覚まし、歴史的建物と伝統文化を支えている地場産業の活性化に貢献する。地方都市の中心市街地活性化と観光振興に欠けていた歴史まちづくりの視点を導入する契機として重要である。歴史まちづくり法が支援する歴史的建物の多くは富裕な商工業者が築いた資産であるが、それを地域の歴史文化資産として後世に残し、活用することの公益性が評価される法や施策の整備を行うべきである。

(5) 景観と文化の向上のための法的な問題と行政組織

① 現状と問題

ア 都市・建築文化に関する理念法の欠如

我が国の建築関係の法律は1950年に建築基準法、1968年に都市計画法が制定され、数度の修正を経て今日に至っている。景観行政の本格展開のためには2004年、景観法が追加された。しかしながら、憲法にさえ都市・建築の文化価値が明確になされており、1920年代より歴史的な価値のある建物の保全についての法律および社会システムが整備されてきたヨーロッパ諸国に比べると、半世紀ほど遅れている。また韓国でも都市美の形成が観光力を上げるという産業的な視点に立ち、建築基本法が2006年より議論され2008年には制定されている。

イ 良い景観・文化を育成する統合的な戦略の欠如

我が国では都市・建築の景観、安全、文化という観点から、諸々の技術的な法律と憲法との間に位置づける基本法等の議論は2003年より活発化しているが、現在、その成立の見通しはたっていない。

なお景観法は、地方自治体の景観条例の先行に対する根拠法として国が法制化を進めたものである。ただ全国的には景観法を有効に活用している自治体は多くなく、今後一層の理解と活用が求められる。都市・建築の基本法は単にフィジカルなものだけでなく文化力を向上させる総合性が求められる。

② 解決に向けた方策

ア 都市・建築基本法の制定

都市地域の景観・文化の問題はきわめて複合的である。したがってさまざまな行政領域が関係する。現代の都市地域ではそれらがバラバラに活動しているため、有効な形成力となっていない。そのためにも、その都市・地域においては総合調整の存在が重要であるため、都市・建築基本法のような理念を示す法律が必要である。国の役割としては我が国の都市・地域の景観、文化向上のための総合的な戦略を示す基本法を早急に制定する必要がある。

イ 都市・建築の景観・文化力を向上させるための戦略的組織の構築

また地方自治体においても総合的な景観・文化力向上あるいは推進のための条例を設け、首長に告ぐNo.2である副知事、副市長、副町長等にその都市・地域の景観文化を担当する者を設置すべきである。それは行政出身者にこだわらず民間、学会等で優れた感性と理論を持つ学識経験者を採用すべきである。かつて我が国においても横浜で田村明技監が民間出身のまちづくり総合コーディネーターとして役割を果たし、横浜の景観・文化を創り上げ、他市にも大きな影響を与えた。

(6) 景観政策への法的関与

① 現状と問題

ア 景観価値と公法的な規律

民間建築物の創り出す景観に対して、自治体や国が法律条例、行政指導、その他の手法で関わる範囲は、市場の失敗としての外部経済と取引費用についてである。景観政策は、周りへの迷惑軽減、周りへの快適性の増進という観点で考えると外部経済対策であり、関係者の意向の実現を個別交渉に任せると途方もない労力が掛かるという観点からは、取引費用対策と位置付けられる。

誰にどんな権利を与えても、取引費用がゼロであれば最適な状態が達成されるといういわゆるコースの定理の趣旨に基づくと、事後交渉のコストが小さい場合は、都市計画・建築規制など法的な規律によって、景観に関する権利を明確に与えておき、その後の当事者による権利の移転を認めておくことが、景観を守る上で望ましいということになる。

イ 景観に対する規律基準の不完全性

我が国の景観に関する公法的規律は、事前調査や、調査をもとにした諸要素への配慮が不十分であるからか、法的紛争が後を絶たず、また、その解決のための基準も不明確なままである。いわゆる国立マンション事件最高裁判決によって、景観利益に関する個人の権利は原則として否定され、公法的規律の重要性が示されたが、具体的な規律の設定基準は、裁判上も行政・立法実務上も確立していない。

② 解決に向けた方策

ア 景観規制の科学的エビデンスの必要性

景観規制は、社会に対してプラスとマイナスの両面をもたらす。例えば高さ規制を厳格に行うと、床利用ポテンシャルは小さくなるというトレードオフの関係がある。規制は容積率や建築物の高さなどを制限し、希少な都市空間を小さくする方向で機能する。しかし適切な景観は、当該土地の所有者、利用者、近隣通行者などの狭い範囲を超えて、広く社会的、文化的価値を發揮する。利益の喪失を補う景観利益が期待される時、それを促進する助成等の枠組みを確立することが必要である。このため、景観に伴う利益、不利益を過不足なく科学的に分析する研究を蓄積し、現実の政策に活用しうるようなエビデンスと成果を得ることが重要である。

イ 景観に関するエビデンスの共有化

国は、このような学術的知見を奨励しつつ、分野を問わず、適切な景観政策の基準について、自らも緻密な調査研究を実施し、現実の政策に活用しうる成果を得て、自治体はじめ、関係主体に広く周知すべきである。また、自治体も国の情報を参照しつつ、景観に関する科学的根拠に基づく、過不足のない適切な対策を一層的確に講じるべきである。これらにより普遍的で一貫した景観政策を樹立しなければならない。

(7) 景観と文化の継承

① 現状と問題

ア 住文化を推進する力の欠如

住まいや街の景観は文化の所産である。文化を受け継いでいくためには、子どもに豊かな感受性と想像力の育成が必要であろう。想像力の土壌は幼児期からのさまざまな体験によって培われると言われる。絵本を見る、あるいは親から読み聞かせられることも経験の一要素である。絵本を通して得られるイメージ形成力とさまざまな生活価値への感受性の育成は住み方や暮らし方を創る上でも大切である。しかし日本の住宅事情や街の景観の貧しさに起因するのか、日本の絵本や子ども向けの本には住まいや街を描いたものが少ない。

イ 住まいや環境に対する意識の低さ

生活大国をめざす日本において、衣・食生活に比べて住まいとそれを取りまく環境の質的な水準の向上が遅れている。住み手自身の現実容認の態度が、ストックとしての住まいや環境の水準を低くしているとも言える。住まいや環境に対する意識の向上が求められる。

② 解決に向けた方策

ア 自然環境と人工環境の調和という視点の重要性

日本の環境教育ではその成り立ちから自然保護教育の色合いが強く、知識として環境問題を教え込むことが多く、環境の概念も狭い。「環境」には、生物的環境や文化的環境、人工的環境も含まれる。そこで環境教育には、生態系を破壊しないように自然を「守る」とともに、人工環境をどう「つくり」「管理する」のかといった視点からの内容と方法が必要である。つまり自然環境と人工環境の調和という視点がこれからの環境教育には必要である。

イ 子どもたちへの景観まちづくり学習の深化と強化

これからの環境教育においては、「人工環境から (through) 学ぶ」、あるいは「デザインによって (by) 学ぶ」ことも重要である。人工環境を構成する建築や都市は数学、化学、物理、社会、歴史、芸術などの総合によって創り出される多元的性格をもつ。したがって各教科の横断的・総合的教材として展開可能であり、高度な思考力と創造力を養うのに適切な題材といえる。これらを積極的に活用した環境教育の展開が望まれる。

景観まちづくり学習は学校教育に限らず、地域にも広げ、市民の意識改革につなげていく必要がある。その考え方には、①あらゆる時間が「景観」に刻まれている、②あらゆる場所が「景観まちづくり」の舞台である、③あらゆる人が「景観まちづくり」の主体・主役である、等の視座が求められており、それらを取り入れた教材やテキストを作成し、学校教育、社会教育に活用すべきである。[48]

(8) 観光と景観文化に関する課題と景観・文化首都の提案

① 現状と問題

ア 観光立国への課題

観光は今後発展が期待される産業であり、我が国も「ビジット・ジャパン」をはじめ、その育成促進を主要施策に位置付けている。しかし、海外からの訪日客数をみても、2010年で年間860万人であり、フランスの7400万人は別格としても、世界で33位、アジアでも8位、韓国、シンガポールにも後塵を拝している。

イ 観光と景観の劣化

このような観光の現状は、日本の物価高、外国人にとっての言語の問題などによるところも少なくないが、「景観」の魅力が十分でないことも大きい。特に、海外からの観光にとっては歴史的な地域の観光は極めて大きな魅力であるが、日本の代表的な歴史観光地である京都、奈良に見られるように、その魅力がこの50年余り、大きく破壊されてきた。「もてなし」も、近隣諸国がそれをうまく取り込んできていることもあって、その競争力も相対的に低下しているといえる。

② 解決に向けた方策

ア 観光と景観文化形成の統合戦略化の必要性

観光は大きく3つの魅力により支えられる。都市観光、歴史観光、自然観光である。歴史的な環境は重要な観光のポテンシャルであるが、ビジターは一箇所にとどまるのではなく、都市や自然と連携してこそ観光の魅力向上に繋がる。そのためにはこれらを繋ぐルートの整備のように、歴史と現代、都市と自然といった異なる景観と文化を総合的に体験できるための統合的な戦略がつけられる必要がある。

イ 観光ポテンシャルのハードとソフトの連携の必要性

観光の目的は非日常的な体験であり、そのため、現在では単に見るだけでなく、実態の体験といった新しいタイプの観光も注目されつつある。したがって、ハードな史蹟や都市環境の整備もさることながら、そこで行われるイベント等、もてなしのソフトとの触れ合いが観光の魅力向上に大きな役割を果たすことになり、そのようなハードとソフトの連携のシステムを創り上げることが必要である。

ウ 景観・文化首都の提案

我が国においても、EUの文化首都のような、毎年、特定の地域や都市を集中的にイベントやハードの整備の予算付けを行い、話題性を上げ、集客を図るといったような戦略的投資が必要である。景観・文化首都はいうなれば景観と文化の国体版といえ、そのような集中化という戦略が、景観・文化力を向上させ、観光を促進するという観点から重要である。

(9) 災害と我が国の景観・文化

① 現状と問題

ア 災害大国日本

我が国は世界の平均的な地域に比較して 100 倍近く地震による被災率が高いといわれている。その他にも台風、洪水、火山など自然災害が比較的多い国土である。近年の 20 年を見ても、北海道南西沖地震(1993)、阪神淡路大震災(1995)、鳥取県西部地震(2000)、十勝沖地震(2003)、新潟県中越大地震(2004)、新潟県中越沖地震(2007)、東日本大震災(2011)のような災害に見舞われている。さらに近年では地球温暖化による大雨などが頻発して、都市においても洪水等が毎年のように報告されている。この災害が多い国に育つ日本人はレジリエントな国民、我慢強く忍耐強い、困難に負けない国民といわれている。今回の東日本大震災という未曾有の大災害においても私たちは世界の人々の期待に応え、みごとに復興しなければならない。

イ 防災施設による景観・文化の影響

我が国は自然災害に対抗するためにそれを乗り越えるための堤防、ダムなど数多くの土木構造物によって都市・地域を守ってきたが、自然の力は我々の予測を超え、また複合する場合もある。その中で災害に対し、自然を押さえ込んでゆく都市・建築では余りにも膨大な資源を必要とし、それらが景観・文化を損なう恐れもある。地域によっては、かつての震災等がけ崩れを防ぐという意味で、復旧時、山留めの展示場のようになり、豊かな自然景観を失ってしまったところもある。

② 解決に向けた方策

ア 自然共生技術の開発

自然に対抗する巨大な構造物をつくるのではなく、またその対抗手法を建築構造という剛構造から柔構造へ、あるいは免震構造へと進化したように、防災都市づくりにおいても自然と共生する手法の開発が急がれる。自然との共生は人間のみならず、生物との共生という意味において新たな共生技術を創造するきっかけとなる。地球環境の時代、防災においても共生技術の開発が急務である。それによってその地域の景観文化を保全することができる。

イ 被災地の景観形成による再生

災害を受けた地域は、逆に新たな復興、新たな美しい景観を創る機会である。安全が第一義的に重要であるが、復興は新たな魅力ある景観形成の機会であるという認識が必要である。今回の東日本大震災で被災した地域の多くがこの 10 年間で 10%の人口減少が見られた地域でもあった。子どもたちが元気に育つ環境に変え、持続可能な地域にしていく必要がある。また、生活・生産の場の安全な立地、沿岸防災帯の新たな形態(多重構造の防潮林等)と社会的システムの再構築を行い、景観上の再生を行うべきである。

3 提案

(1) 景観・文化は産業的な資源である。景観・文化力を高めることは我が国にとって、また観光などの経済効果や人々の都市・地域に対するアイデンティティを高め、誇りを育て、土地の総合的な価値を形成することが期待できる。

(2) 歴史的景観・文化、地域の自然景観を保全しながら新たな都市計画を調和させる計画行政システムを、各都市・地域でつくり上げる必要がある。

(3) 戸建、集合住宅を問わず、住宅地の景観は都市・地域の景観として重要であり、多様性がありながらも街区ごとに調和する立面の形成がなされる必要があり、そのための新たな構法が開発されるべきである。

(4) 持続可能な都市・地域の景観を作るためには、自立的にまちづくりに関わる住民の意識が重要であるが、同時に都市・地域のデザイン、景観・文化に関する政策を統合する政策立案並びに推進する組織の強化が図られねばならない。

(5) 目標設定型の都市づくり（バックキャスティング等）、100年、50年という長いスパンにわたる都市・建築環境の形成システムの確立をしていく必要がある。

(6) 土地所有に関する社会システムの改善を図る必要がある。所有と利用の分離など、様々なかたちで所有に伴う制約に対する新たなシステムが検討される必要がある。

(7) 次世代を担う子どもの成育環境という視点でのまちづくり・景観文化政策が実行される必要がある。またその基礎としての景観まちづくり教育の推進が必要である。

(8) 住民参加を社会システム化して景観・文化力を、こどもを含めて住民自身が高めていく必要がある。ここにおいても景観まちづくり教育の重要性が指摘できる。

(9) 設計や計画の専門家を、対価によって決定する設計入札では優れた都市・地域の景観を創ることができない。創造性を喚起する設計者選定の為の社会システムの確立と定着を図ることが必要である。

(10) グローバルな都市間競争が激化している。そこで、我が国においても文化の国体ともいふべき、毎年（あるいは隔年）の景観・文化首都を指定し集中して景観・文化力を向上させるプログラム等を立ち上げるべきである。

(11) 被災地の復興においても、被災地に培われた文化的景観が尊重され、地域固有性を基調としたより良い景観・文化力の向上が目指される視点が重要である。

<用語の説明>

高度情報化建築物

商業の情報化に対応して、電力・通信インフラの強化や、OA化に伴う各種配線の取り回しに配慮した高付加価値オフィスビル。いわゆるインテリジェントビル（英：Intelligent building・「賢い建物」の意味）のことである。英語に於いてはスマートビル（英：Smart building・「利口な・気の利いた建物」の意味）とも呼ばれている。

コースの定理

企業の生産活動から発生した公害が周辺住民に被害を与えている状況を考える。このとき取引コストがないなどの理想的条件の下では企業と住民の交渉によって外部不経済による過剰生産を避けることができ、少なくとも社会全体としては同じ水準の経済厚生が達成される。これをコースの定理という。

business improvement district (BID) : is a defined area within which businesses pay an additional tax or fee in order to fund improvements within the district's boundaries. Grant funds acquired by the city for special programs and/or incentives such as tax abatements can be made available to assist businesses or to recruit new business.

アメリカにおける中心市街地活性化の効果的な実践策のひとつ。

特定の地域内の活性化のために追加の税金や手数料等によって資金を確保する手法であり、特別のプログラムに対する市からの補助金や、税の減額などのインセンティブが、ビジネスを支援したり、または新しいビジネスを誘致するために活用される。

A homeowner association (HOA) : is corporation formed by a real estate developer for the purpose of marketing, managing, and selling of homes and lots in a residential subdivision.

住宅協会のためのマーケティング、管理、および住宅販売を目的とする不動産開発者によって組織される株式会社のこと。

文化首都: 欧州文化首都（おうしゅうぶんかしゅと、英：European Capital of Culture、仏：capitale européenne de la culture）は、欧州連合が指定した加盟国の都市で、一年間にわたり集中的に各種の文化行事を展開する事業。当初、「欧州文化都市」（英：European City of Culture、仏：ville européenne de la culture）と呼ばれていたこの事業は、1983年にギリシャの文化大臣メリナ・メルクーリが提唱し、1985年にアテネを最初の指定都市として始まった。当初は、加盟国を一つずつ巡回する形で行なわれ、順番にあたる国の政府が開催都市を決定した。2000年には一挙に9都市が指定され、2001年以降は年次によっては複数の都市が指定されるようになった。

<参考文献>

- [1-1] 日本学術会議 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会：対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」、2007年7月13日
- [1-2] 日本学術会議 子どもの成育環境分科会：提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けてー成育空間の課題と提言ー」、2008年8月28日
- [1-3] 日本学術会議 子どもの成育環境分科会：提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けてー成育方法の課題と提言ー」、2011年2月28日
- [2] 「第2回世界環境ビジネスフォーラム」日経新聞、2010年6月7日
- [3] 『環境技術と建築・街並み・地域のあり方特別調査委員会報告書』日本建築学会、2010年3月
- [4] 市民会議検討報告書「木の文化を大切にすまち・京都」、京都市、2010年3月
- [5] 藤田彰典：「木」の文化誌、精文社、1993年3月
- [6] 環境技術と建築・街並み・地域のあり方特別調査委員会報告書、日本建築学会、2010年3月
- [7] 中村良夫：都市をつくる風景、藤原書店、2010年5月
- [8] 吉良竜夫：吉良竜夫著作集1、日本の森林と文化、新樹社、2011年2月
- [9] 田中和博：古都の森を守り活かすーモデルフォレスト京都、京都大学学術出版会、2008年10月
- [10] 進士五十八：景観と風景、Re（建築保全センター機関紙）、2010年1月、No. 165
- [11] 石川幹子：都市と緑地ー新しい都市環境の創造に向けて、岩波書店、2001年1月
- [12] 飯田晶子、石川幹子：幕末・明治期の横浜居留地・外国人歩道における文化的景観に関する研究、都市計画論文集、第43巻、2008年10月
- [13] Stockholm Bygger p68～69
- [14] 池田碩：よみがえった震災地・玄海島、奈良大学紀要37号、55-64、2009-03 奈良大学
- [15] 国土交通省土地・水資源局：「外部不経済がもたらす土地利用状況の実態」、2009年4月
- [16] 長野県観光企画課：「観光地における廃屋対策の検討」、2008年11月
- [17] 日本開発構想研究所：「大都市遠郊外住宅地におけるエリアマネジメントの研究」、2009年秋号

- [18] 国土審議会政策部会資料、2012年2月
- [19] 子どものからだと心・連絡会議：子どものからだと心白書 2010
- [20] 文部科学省：平成22年度学校基本調査、2010
- [21] 藤沢市：学習意識調査、2005年
- [22] UNICEF Innocenti Research Centre, Report Card 7, 2007
Child poverty in perspective: An Overview of child well-being in rich country
- [23] 仙田満：こどものあそび環境、筑摩書房、1984（復刻版：鹿島出版会、2008）
- [24] 日本建築学会編：「地球環境時代のまちづくり」丸善、2007年10月
- [25] 日本建築学会編：「シリーズ地球環境建築・入門編：地球環境建築のすすめ・第2版」、彰国社、2009年8月
- [26] 環境共生住宅推進協議会編・建築環境省エネルギー機構監修：「新版・環境共生住宅A-Z～低炭素社会の住まいづくりガイド」ビオシティ、2009年8月
- [27] 日本建築学会編：「シリーズ地球環境建築・専門編1：地域環境デザインと継承・第2版」彰国社、2010年10月
- [28] 国土交通省資料 <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>
- [29] 三浦展：ファスト風土化する日本—郊外化とその病理（新書）洋泉社、2004年
- [30] 日本建築学会編：「公共建築の設計者選定」まちづくり教科書4、丸善、2004年
- [31] 日本建築学会編：「発注方式の多様化とまちづくり」まちづくり教科書5、丸善、2004年
- [32] 仙田満：「21世紀建築の展望」、丸善、2003年
- [33] 公共建築設計者選定支援協議会：公共建築の設計者選定方法の改善についての提言、2003年
- [34] 仙田満：「私の視点—入札制度、公共施設設計は技術力で」、朝日新聞、2001年8月24日
- [35] 仙田満：「設計入札と国民の利益」新建築2001年11月号、新建築社
- [36] 越澤明：社会的共通資本としての歴史まちづくり、学術の動向 SCJ フォーラム、2008年3月号
- [37] 越澤明：歴史まちづくり法の誕生と歴史と文化を生かした地域再生に向けて、新都市、2008年12月号
- [38] 越澤明：歴史・文化資産を活かしたまちづくりの展開、建築と社会、2009年10月号
- [39] 歴史まちづくり法研究会編：歴史まちづくり法ハンドブック、ぎょうせい、2009年

- [40] 国土交通省ホームページ：歴史まちづくり、
<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/>
- [41] 建築基本法制定準備会（会長：神田順）：建築基本法の提案、2010年
<http://www.kihonho.jp/>
- [42] 韓国建築基本法（法律第8852号）施行2008年6月22日
- [43] 福井秀夫：「景観利益の法と経済分析」判例タイムズ1146号67-86頁、2004年
- [44] 福井秀夫：「自治体景観行政の課題－国立マンション事件控訴審判決を踏まえて」自治フォーラム543号14-22頁、2004年
- [45] 福井秀夫：「土地利用に関する学際的研究の課題－景観紛争を素材として」、日本不動産学会誌70号61-67頁、2005年
- [46] 福井秀夫：『ケースからはじめよう 法と経済学』日本評論社10章、2007年
- [47] 小澤紀美子「住まいのウチとソト－温もりの住まい・まちづくり－」住宅金融公庫「HOUSE&LOAN」2000年10月号
- [48] 小澤紀美子「住環境の体験学習の場の充実を」『建築雑誌』1992年4月、Vol.107, No.132
- [49] 中井検裕（編著）：景観まちづくり、丸善、2005
- [50] 仙田満：「成育環境としての都市緑化」、都市緑化機構、2011年
- [51] 都市防災美化協会（著）、日本造園学会（編集）：「樹木を主体とした都市景観の構成に関する研究」、1969年
- [52] 都市緑化技術開発機構（編集）：都市のエコロジカルネットワーク－人と自然が共生する次世代都市づくりガイド、2000年
- [53] 篠原修：「時代を画す文化的景観の概念とその展開」『ランドスケープ研究』vol.7, No.1, 2009年4月, pp.2-5.
- [54] 「協働の景観まちづくり教育」（国土交通省）

<参考資料 1> 「協働の景観まちづくり教育」

(国土交通省) (参考文献[54])

国土交通省では平成16年度制定した景観法を契機に「協働の景観まちづくり教育」を推進している。質の高い生活空間の形成、知己の個性や潤いのある生活環境の創出等国民の欲求は高まっており、積極的に推進しなければならない。さらに国民ひとりひとりが景観まちづくりについて基礎的な知識や見方を共用として身につけ、それぞれの立場にふさわしい役割を果たしていくことが求められている。さらに景観や環境は時間的連続性の中にあるので、過去を継承しながら未来に向かって発展させなければならない。町屋や日本の伝統を継承している建造物が世代交代に伴って急速に失われている状況にあって、まちや地域の記憶をつなぎとめる歴史的な資産を継承するような意識改革を起こさなければならない、としている (<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)。その意味として、①あらゆる時間が「景観」に刻まれている、②あらゆる場所が「景観まちづくり」の舞台である、③あらゆる人が「景観まちづくり」の主体・主役である。①身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える景観まちづくりを通じて身の回りの心地よさを創り出す。②歴史的、伝統的な景観の保全や、まちの新しい魅力をつくる景観づくりは、わがまちらしさやまちの個性を育む。まちと暮らしに愛着と誇りが持てる、が挙げられている。その教育は、行政が取り組む魅力的な景観まちづくり教育の手引きと講座事例、子どもが地域や学校で取り組む「発見！わたしたちのまち大好きなまち」の学習の手引きとモデルプログラム(題材)、市民のための景観まちづくり読本が提供されている。より景観まちづくり教育が地域で根付くようさらなる発展が必要であり、学校教育、地域での生涯学習として展開されなければならない。

<参考資料 2> 景観と文化分科会審議経過

平成 12 年 12 月 18 日 日本学術会議幹事会（第 70 回）

景観と分科会設置

平成 21 年 1 月 9 日 景観と文化分科会（第 1 回）

委員長、副委員長、幹事の選出および提言の方向性について

平成 21 年 3 月 9 日 景観と文化分科会（第 2 回）

今後の議論の進め方について

話題提起：韓国の建築基本法について（仙田委員長）

平成 21 年 5 月 11 日 景観と文化分科会（第 3 回）

各委員より審議課題の提案および報告の方向性について

話題提起：町の景観保全活動、街づくり活動を支援するシステム（藤盛委員）

話題提供：都市環境評価指標についての課題と展望（岩村委員）

平成 21 年 9 月 14 日 景観と文化分科会（第 4 回）

各委員より審議課題の提案および報告に向けて検討すべき課題について

話題提起：学校における景観まちづくり学習（小澤委員）

話題提起：外部不経済をもたらす土地利用状況についての現状と課題（小林委員）

平成 21 年 11 月 9 日 景観と文化分科会（第 5 回）

各委員より審議課題の提案および報告に向けて検討すべき課題について

話題提起：景観や風景、景観まちづくり等について（進士委員）

平成 22 年 1 月 22 日 景観と文化分科会（第 6 回）

各委員より審議課題の提案および報告に向けて検討すべき課題について

話題提起：ニューヨーク超高層住宅一新築と修繕・改修など（服部委員）

話題提起：緑地・公共空間と都市建築（木下委員）

平成 22 年 3 月 8 日 景観と文化分科会（第 7 回）

各委員より審議課題の提案および報告に向けて検討すべき課題について

話題提起：地方人口減少県の現状と景観：山梨県を題材に（中井委員）

平成 22 年 5 月 10 日 景観と文化分科会（第 8 回）

各委員より審議課題の提案および報告に向けて検討すべき課題について

話題提起：「木の文化を大切にすまち・京都」、CASBEE 京都について（小玉委員）

話題提起：歴史・文化資産を活かしたまちづくりの展開（越澤委員）

平成 22 年 7 月 2 日 景観と文化分科会（第 9 回）

各委員より審議課題の提案および提言に向けて検討すべき課題について

話題提起：建築構法・住宅生産、団地再生について（深尾委員）

話題提起：文化としての景観形成、街づくりと景観施策の展開について（石川委員）

平成 22 年 9 月 17 日 景観と文化分科会（第 10 回）

各委員より審議課題の提案および報告構成案について

話題提起：登山の文化史・再考（加藤委員）

話題提起：景観政策の法的論拠について（福井委員）
平成 22 年 11 月 22 日 景観と文化分科会（第 11 回）
報告構成案および取りまとめ日程について
平成 23 年 1 月 17 日 景観と文化分科会（第 12 回）
報告（案）について
平成 23 年 2 月 22 日 景観と文化分科会（第 13 回）
報告（案）および取りまとめ日程について
平成 23 年 3 月 14 日 連絡会
報告（案）について
平成 23 年 4 月 25 日 景観と文化分科会（第 14 回）
報告（案）について
平成 23 年 6 月 10 日 景観と文化分科会（第 15 回）
報告（案）について
平成 23 年 9 月 1 日 日本学術会議幹事会（第 133 回）
景観と分科会 報告「我が国の都市・建築の景観・文化力の向上をめざして」について承認